憲　法

注　意　事　項

Ⅰ　試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。

Ⅱ　解答用紙は１枚だけ配付します。

Ⅲ　解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。

Ⅳ　解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、１行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。

Ⅴ　設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。

Ⅵ　試験時間は80分です。

Ⅶ　問題は１～２ページにあります。

憲　法

〔問題〕

以下の事案を読んで、設問に答えなさい。

〔事案〕

国際テロリスト団体の日本支部である団体 A は、200X 年に、地下鉄内でサリンを使用して、不特定多数の者の生命・身体に極めて甚大な被害をもたらす事件を引き起こし（以下、「地下鉄サリン事件」という。)、その実行犯らはいずれも有罪判決を受けた。

地下鉄サリン事件発生後、団体 A は、グローバリズムによって搾取される人々の救援を行う団体として合法的な活動に専念することを宣言し、大学等で活発な勧誘活動を展開し、各地にその活動拠点が置かれるようになり、その活動拠点周辺の住民およびその所在する自治体との間で紛争が頻発するようになった。そこで、国会は、団体 A がいまだに危険な要素を有したまま各地で構成員を勧誘し施設の獲得を試みていることが、地域住民の不安を招いており、こうした住民の不安を払拭するために、団体の規制が必要との認識に基づき、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下、「本件法律」という。）を制定した。

本件法律は、「団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与すること」を目的として定め（１条)、公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実」があり、「その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合」に、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる（５条１項）と定めている。観察処分に付されると、処分を受けた団体は、当該処分が効力を生じた日から起算して30日以内に、公安調査庁長官に対し、当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所や当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途、当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途等を報告しなければならない（５条２項)。

本件法律が施行された日に、公安調査庁長官は公安審査委員会に対し、団体 A について、同法５条１項に規定する公安調査庁長官の観察に付する処分を請求した。公安審査委員会は、団体 A の幹部の中には、依然として大量殺人を容認する発言をくり返

している者がいることなどを理由に、観察処分に関する決定（本件処分）を行い、官報に公示した。

本件処分の結果、団体Ａの構成員の少なくない者が氏名を知られることを恐れて脱退し、また、団体の「危険性」が認定されたことから、団体施設の近隣住民から立ち退き要求が出されるなど、団体Ａの活動に重大な支障をきたすようになった。団体Ａは、本件法律が憲法に違反していると考え、本件処分の取消を求める訴訟を提起したいと考えている。

問１　憲法21条１項が保障する「結社の自由」の内容を説明しなさい。

問２　あなたが団体Ａの代理人であるとして、本件法律が定める観察処分が憲法に違反するとの主張を立論しなさい。